

金沢工業会会則

(令和5年10月改正)

第1章 名称、目的、本部

第1条 本会は金沢工業会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦と、金沢大学の工学系学生への教育支援および日本や世界における工学と工業の発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は本部を、金沢市角間町 金沢大学自然科学本館に置く。

第2章 会員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1) 正会員：金沢大学理工学域における工学系の学類やコースおよび大学院自然科学研究科における工学系の専攻やコース、金沢大学工学部および大学院工学研究科、金沢高等工業学校、金沢工業専門学校、同校附設工業教員養成所およびその他の養成機関などの卒業生および修了生

2) 準会員：金沢大学理工学域における工学系の学類やコースの学生、正会員ではない大学院自然科学研究科における工学系の専攻やコースの学生および他の研究科における工学系分野の研究室に所属する学生

3) 特別会員：金沢大学理工学域工学系および金沢大学工学部の元・現教員であって正会員ではない者、および工学系に縁故のある者で本会の推薦による者

4) 賛助会員：本会の目的を賛助し、本会の推薦による者

5) 名誉会員：本会对し特に功労があり、本会の推薦による者

第3章 役員、役員の選任・職務・任期

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 1名 |
| 3) 理事長 | 1名 |
| 4) 理事（評議員を兼務） | 約40名 |
| 5) 監事 | 2名 |
| 6) 評議員 | 約100名 |

2 役員は、無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て有給事務員を置くことができる。

第6条 会長は、評議員5名以上の推薦を受けた会長候補者（正会員または特別会員）から評議員会が選任する。

2 会長は、本会の代表者として以下の職務を行う。

1) 通常総会および評議員会に出席して意見を述べる。

2) 理事会において、その議決に対して認可権を行使する。

3) 他の同窓会等との交流に努める。

3 会長の任期は、評議員会が次期会長を選任するまでの1期2ヶ年とし、原則として総計2期までとする。

第7条 副会長は正会員または特別会員とし、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副会長の任期は会長の任期内とし、会長が指定する。

第8条 理事長および理事は、会員の互選とする。

2 理事長は、会務を統理し、年度当初に理事会および評議員会を召集してその議長となる。

3 理事は、理事会を組織して会務と事業を協議し、庶務、会計、学科係、学生係、会誌係、電算係、行事係、渉外係等の業務を分担する。

4 理事は評議員を兼務する。

5 理事長および理事の任期は、2ヶ年とし、その改選期を3月とする。ただし重任を妨げない。

第9条 監事は、会員の互選とする。

2 監事は、必要に応じて会計を監査し、結果を理事会および評議員会に報告する。

3 監事の任期は、2ヶ年とし、その改選期を3月とする。ただし重任を妨げない。

第10条 評議員は会員の互選とする。

2 評議員は、評議員会を組織し、事業、年度決算・予算・財産目録および重要な事項についての審議、および2年毎の会長選考を行う。

3 評議員の任期は、2ヶ年とし、その改選期を3月とする。ただし重任を妨げない。

第11条 理事長、理事、監事および評議員の選挙は、記名投票とし、投票は委託送することができる。

第12条 役員に欠員ができたときは、補欠選挙を行うことができる。ただし、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

第4章 事業

第13条 本会は会誌および会員名簿を刊行する。また、Webページによる広報活動を行う。

第14条 本会は金沢大学工学系学生の教育に対して支援を行う。

第15条 本会は年度当初に通常総会を開催することとし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第16条 本会は前3条のほか、臨機に次の事業を行う。

- 1) 工業発展に必要な研究調査、奨励または会合
- 2) 会員の死亡あるいは不慮の災厄に対して弔慰または慰謝
- 3) その他理事会で認めた事業

第5章 会計

第17条 本会は入会金並びに寄付金をもって、基本金とする。基本金は、会員の過半数の承認がなければ、使用することができない。

第18条 本会は会費および基本金より生ずる利子ならびに雑収入をもって経費にあてる。

第19条 会費等の納入義務を以下の様に定める

- 1) 新たに正会員となった者は入会金1,000円を納入する。
- 2) 正会員の年会費は3,000円とする。
- 3) 卒業後60年以上の正会員は、会費の納入を必要としない。
- 4) 準会員からは年会費を徴収しない。
- 5) 特別会員は入会費を免除する。
- 6) 現職の特別会員は、年会費3,000円を納入する。
- 7) 退職または転職後の特別会員は、会費の納入を必要としない。

第20条 毎年の予算および決算は、総会に報告し、会誌に記載する。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第6章 会員個人情報の管理

第22条 本会は、準会員から正会員への移行時または特別会員の入会時に、金沢工業会会員個人情報管理方法について、当該の会員候補者から承諾を得なければならない。

第23条 会員個人情報とは、以下の項目を言う。

- 1) 氏名、2) 卒業学科名および修了専攻名、3) 卒業年および修了年、
- 4) 自宅住所、5) 自宅電話番号、6) 自宅FAX番号、7) 自宅E-mail address、
- 8) 職場名称、9) 職場での地位、10) 職場住所、11) 職場電話番号、
- 12) 職場FAX番号、13) 職場E-mail address、
- 14) 会費納入状況など金沢工業会との関係

第24条 会員個人情報は、「金沢工業会会員情報システム」と称するコンピュータ・データベースで管理される。

第25条 会員個人情報の管理は、担当の理事および専任職員が行う。

第26条 支部総会、同学会の総会、学科・学年別や職場別などの同窓会活動を行う場合には、該当する会員個人情報を、本会から活動責任者に提供できる。

第27条 会員個人情報を扱う理事や専任職員および活動責任者は、会員個人情報が本会の活動目的外に用いられたり、本会理事会が利用を認可していない外部団体や個人に流出することがないように、機密保持に努めなければならない。

第28条 本会が発行する会員名簿は、理事会が利用を認可した外部関係者および本会の会員だけが利用できるものであり、一般社会での流布や売買を禁ずる。

第29条 本会が発行する会誌や会員名簿などの利用者は、本会会員の個人情報が本会の活動目的外に用いられることが無いよう機密保持に努めなければならない。

第30条 会員は、会員名簿への個人情報の記載について、項目別に可否を選択できる。

第7章 支部および分会

第31条 本会は各地に支部を置き、その地域内の会員をもって組織する。

第32条 前条の地域については、理事会で適宜これを定める。

第33条 支部には、次の役員を置く。

- 1) 支部長 1名
- 2) 幹事 若干名
- 3 支部長は幹事の互選とする。
- 3 幹事は当該支部所属会員の互選とする。

第34条 支部長および幹事は支部の事務を掌る。

第35条 支部長は、理事会に出席して意見を述べ、また支部の決議による議案を提出することができる。

第36条 支部に関する規則は、支部で適宜に定め、本会の承認を受けねばならない。

第37条 支部に要する経費は、支部会員の負担とする。ただし、本会は支部に対して補助金を交付することができる。

第38条 本会の運営を円滑にするために、理事会の議を経て分会を置くことができる。分会は同一職域に属する会員をもって組織するのを原則とする。

第8章 会則変更

第39条 本会則は、会員過半数の承認がなければ変更することができない。